

～むらかみライプロジェクト～
村上駅周辺まちづくりプラットフォーム設立総会
次 第

日時：令和8年10月13日（火）16:30～17:30

場所：石田屋

- 1 開 会
- 2 設立趣旨説明 （資料1）
- 3 議 事
 - （1）第1号議案 村上駅周辺まちづくりプラットフォーム規約 （資料2、3）
 - （2）第2号議案 役員の選出 （資料4）
 - （3）第3号議案 エリアビジョン （資料5～8）
 - （4）第4号議案 今後の活動計画 （資料9）
- 4 祝 辞 村上市長 高橋 邦芳 様
- 5 閉 会
- 6 記念撮影

以 上

設 立 趣 旨 説 明

1. これまでの経緯

エリアプラットフォーム設立に向けて、令和7年度からエリアプラットフォーム（仮）設立準備会を計7回開催し、市内民間事業者と規約やエリアビジョンの検討・協議を重ね、機運醸成を図ってきました。（計16社の市内民間事業者が参加）



2. エリアプラットフォームの目的・役割

（1）目的

- ①エリアプラットフォームが掲げる村上駅周辺のエリアビジョン実現に向けて、官民による公共空間等の利活用（社会実験）や先進地事例視察等の取組や活動を継続的にを行い、村上駅周辺のにぎわい創出や地域課題の解決を目指すこと
- ②大規模跡地の官民連携事業化に向けて、事業内容や事業方式に関する検討を踏まえ、市内民間事業者としての事業参画のあり方や関わり方を整理すること

（2）役割

- ①村上駅周辺大規模跡地の利活用・賑わい創出に関する情報共有・意見交換
- ②エリアビジョンの策定及び更新
- ③エリアビジョンの実現に向けた取組み
- ④その他、上記の目的を達成するために必要な取組み

第 1 号議案

村上駅周辺まちづくりプラットフォーム規約

(名称)

第 1 条 この組織は、「村上駅周辺まちづくりプラットフォーム」(以下「本プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本プラットフォームは、「村上駅周辺まちづくりプラン(基本構想)」の推進を図るため、村上駅周辺エリア(村上駅から概ね半径 500 メートル以内の範囲とする。以下「当該エリア」という。)において、村上駅周辺大規模跡地の利活用による当該エリアの将来像を示すエリアビジョンを策定し、その実現に向けて官民が連携して公共空間等の利活用及び賑わい創出並びに地域課題の解決に資する取組みを進めることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本プラットフォームの運営に関する事項
- (2) 村上駅周辺大規模跡地の利活用・賑わい創出に関する情報共有及び意見交換
- (3) エリアビジョンの策定及び更新に関する事項
- (4) エリアビジョンの実現に向けた取組み
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第 4 条 本プラットフォームは、次に掲げる団体等をもって組織する。

- (1) 地域団体
- (2) 民間事業者
- (3) 教育機関
- (4) まちづくりに関する有識者
- (5) 行政機関
- (6) 前各号に掲げる者のほか、座長が適当と認める者

(役員及び職務)

第 5 条 本プラットフォームに、次の役員を置く。

- (1) 座長 1 名
- (2) 副座長 若干名

- 2 座長は、前条第1号から第4号までの構成員の中から互選により選任する。座長は、本プラットフォームを代表し、その運営を統括する。
- 3 副座長は、構成員の中から座長が指名して選任する。副座長は、座長を補佐し、座長が事故その他やむを得ない事情により職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員の選任及び交代)

第7条 構成員は、暴力団その他の反社会的勢力に該当し、又はこれらと関係を有する団体等であってはならない。

- 2 本プラットフォームの構成員は、第4条に掲げる団体等のうち、事務局が取りまとめ、会議の議決を経たものをもって構成する。
- 3 構成員となることを希望する団体等がある場合は、事務局に申出を行うものとし、本プラットフォームの目的及び趣旨に照らしてその適否を判断する。
- 4 構成員が交代する場合、当該団体等は速やかに事務局へ通知するものとする。なお、交代する構成員が役員である場合には、改めて役員を選任するものとする。
- 5 事務局は、構成員に変更があったときは、会議において報告するとともに、構成員名簿を更新するものとする。

(構成員の脱退)

第8条 構成員が本プラットフォームを脱退しようとするときは、書面により事務局へ届け出るものとする。

- 2 事務局は、構成員から脱退の届出があったときは、会議において報告するとともに、構成員名簿を更新するものとする。

(構成員の解任)

第9条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その構成員を解任することができる。

- (1) 本規約に違反し、又は本プラットフォームの信用を著しく害したとき。
- (2) 構成員としての職務上の義務に違反し、又は構成員として不適当と認められる行為があったとき。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に該当し、又はこれらと関係を有する団体等であることが判明したとき。

- 2 前項の規定により構成員を解任しようとするときは、事務局はあらかじめ当該構成員に対し書面により通知し、会議の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第 10 条 本プラットフォームに事務局を置き、その運営に関する事務を担う。

- 2 事務局は、村上市 都市計画課 駅周辺未来創造室に設置するものとする。
- 3 事務局は、会議の運営、構成員名簿の管理、情報共有、その他本プラットフォームの円滑な運営に必要な事務を行う。

(会議)

第 11 条 会議は、座長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(ワーキンググループ)

第 12 条 第 3 条に定める活動を円滑に実施するため、座長が必要と認めるときは、構成員の一部で構成するワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて会議に報告を行うものとする。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(経費)

第 13 条 本プラットフォームに要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号から第 3 号に要する経費は、事務局の負担とする。
- (2) 第 3 条第 4 号に要する経費の負担は、活動内容に応じて都度協議して定める。
- (3) 会議及びワーキンググループへの出席に要する経費は構成員の負担とし、報酬は支給しない。
- (4) 前各号に定めるほか、必要な経費の負担については、都度協議して定める。

(秘密保持)

第 14 条 構成員は、本プラットフォームにおいて知り得た情報のうち、公開されていない情報その他秘匿すべき情報を、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 前項の義務は、構成員の交代又は離脱後も存続する。

(禁止行為)

第 15 条 構成員は、本プラットフォームの運営を妨げ、又は他の構成員に不利益を及ぼす行為をしてはならない。

2 前項の規定に違反する行為が認められる場合は、第 9 条の規定に基づき解任の対象となることがある。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 事務局は、本プラットフォームの運営に必要な範囲で構成員の個人情報を取り扱うものとし、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合を除き、これを第三者に提供してはならない。

(規約の改定)

第 17 条 本規約を改定しようとするときは、事務局がその案を作成し、会議に付議するものとする。

2 前項の規定による規約の改定は、会議において出席構成員の過半数の賛成により決する。

(雑則)

第 18 条 本規約に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が座長と協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 本規約は、令和 8 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 本プラットフォームの設立準備会に参加していた団体等は、本規約の施行時に構成員となることを希望する場合、その旨を事務局へ申し出ることができる。
- 3 事務局は、前項の申出を行った団体等について、第 7 条に定める構成員の要件を踏まえ、構成員として選任するものとする。
- 4 事務局は、前項により選任した構成員について、本規約の施行後速やかに構成員名簿を作成するものとする。

構成員名簿について

村上駅周辺まちづくりプラットフォーム規約施行に伴い、設立時の構成員を設立準備会に参加していた皆さまから参加申出書の提出があったことから構成員として選任し、構成員名簿を以下に記載のとおりとする。

村上駅周辺まちづくりプラットフォーム 構成員名簿

令和8年10月13日時点（五十音順）

No.	組織名	区分
1	社会福祉法人青空会 すずかけ	団体・法人
2	株式会社 内山組	団体・法人
3	株式会社 エムプリント	団体・法人
4	株式会社 加藤組	団体・法人
5	株式会社 コウデン	団体・法人
6	株式会社 サクマ	団体・法人
7	新発田ガス 株式会社	団体・法人
8	株式会社 都市環境緑化	団体・法人
9	合資会社 ほんぼ	団体・法人
10	株式会社 村上エレテック	団体・法人
11	村上商工会議所	団体・法人
12	村上商工会議所青年部	団体・法人
13	村上信用金庫	団体・法人
14	村上市	行政機関

事務局：村上市都市計画課 駅周辺未来創造室

第 2 号議案

役 員 の 選 出

エリアプラットフォームにおける役員については、村上駅周辺まちづくりプラットフォーム規約第 5 条により座長 1 名、副座長若干名を置くこととし、それぞれ以下に記載のとおりとする。

座 長：株式会社サクマ 代表取締役社長 佐久間 陽

副座長：株式会社内山組 代表取締役社長 高橋 賢一

株式会社加藤組 代表取締役社長 加藤 善典

合資会社ほんぼ 部長 渡辺 俊也

(名簿順・敬称略)

第 3 号議案

エ リ ア ビ ジ ョ ン

エリアビジョンはこれまでの市民や民間事業者の皆さまからいただいた村上駅周辺大規模跡地利活用に関する意見・アイデアや想いを具現化し、エリアプラットフォームが村上駅周辺まちづくりを具体的に推し進めていくための将来像として策定し、今後市民に向けて広く周知を図ることとする。

エリアビジョンの名称：むらかみライビジョン

むらかみライビジョン



育てよう、人の杜 もり

村上には、すべてがある。

食がある。自然がある。歴史と文化がある。その真ん中に、人が集い、混ざり合う駅前を。めざすのは、村上駅前・人の杜（もり）。

人の杜は、人が自然と集まり、誰でも気軽に立ち寄り、また帰ってきたくなる場所。

みんなの「やってみたい」を持ち寄り、形にできるチャレンジの拠点。

季節とともに楽しみ方が広がり、世代をこえて人々が交わる、村上らしい中心地。

そんな駅前を、みんなで育てていく。

ー村上駅周辺まちづくりの合言葉ー

育てよう、人の杜（もり）

村上には、すべてがある。
食がある。自然がある。歴史文化がある。
その真ん中に、人が集い、混ざり合う駅前を。
めざすのは、村上駅前・人の杜（もり）。

人の杜は、人が自然と集まり、誰でも気軽に立ち寄れ、また帰ってきたくなる場所。
みんなの「やってみたい」を持ち寄り、形にできるチャレンジの拠点。
季節とともに楽しみ方が広がり、世代をこえて人々が交わる、村上らしい中心地。
そんな駅前を、みんなで育てていく。

—村上駅周辺まちづくりの4つの将来像—

食や文化を軸にした「村上らしさを感じる場所」

地域の事業者と連携して村上の「食」や「歴史・文化」の魅力を発信し、「村上らしさ」を体感できる玄関口を創出します。

世代を超えて人々が混ざり合う「にぎわいと安心感」

子どもからお年寄りまで、様々な年代の人々が自然に混ざり合うやわらかな空間にすることで、「にぎわい」と「安心」をもたらします。

目的がなくても立ち寄れる「気軽さと居心地の良さ」

誰もが目的がなくても気軽に立ち寄れる余白を持ち、日常的に人々が交流するような「サードプレイス」として居心地の良い空間を目指します。

市内の各地域をつなぐ「ハブとしての役割」

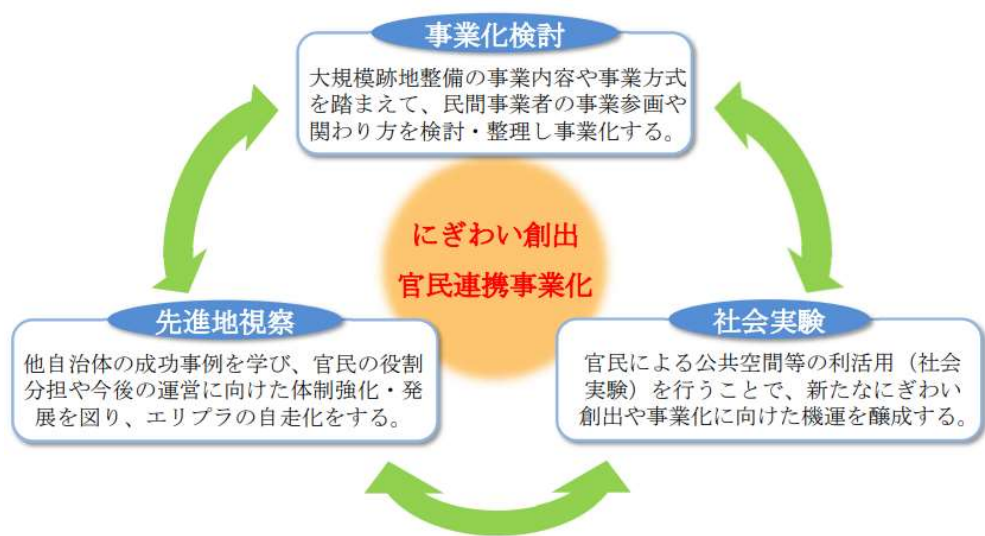
村上駅前が単なる「場所」ではなく「ハブ」として、各地域や人々の交流をつなぐ中心地の役割を持つことで、市域全体への「にぎわい」と「地域活性化」をもたらします。

第 4 号議案

今後の活動計画

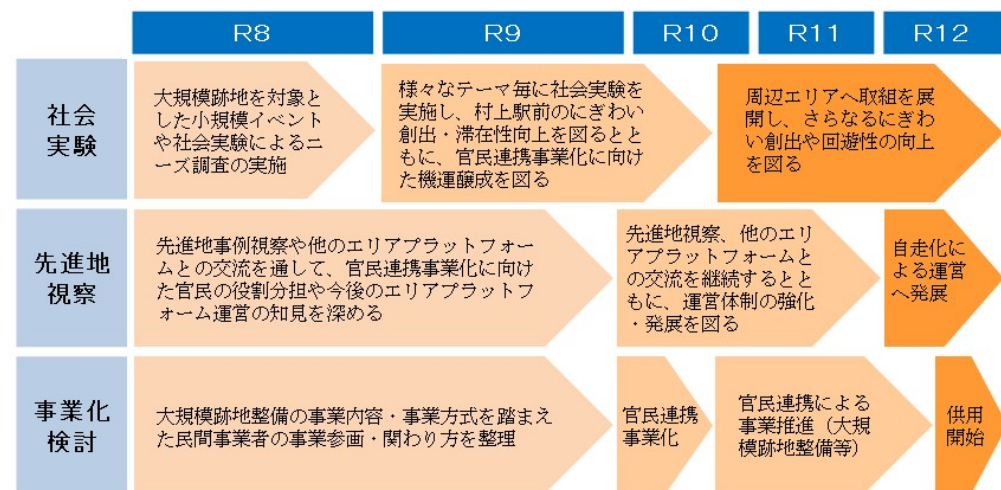
1. エリアプラットフォームの主な活動

エリアプラットフォームは、エリアビジョン実現に向けた村上駅周辺のにぎわい創出や大規模跡地整備の官民連携事業化を目指し、以下 3 つの活動を中心に継続・拡充しつつ進めていくこととする。



2. 活動スケジュール

今後の活動スケジュールは以下のとおりとする。なお、具体的な実施内容や体制は都度エリアプラットフォーム内で協議・検討することとし、今後の事業化検討状況に応じて柔軟に対応していくものとする。



※上記は現在想定されるスケジュールであり、今後の進捗状況に応じて柔軟に変更していく予定です。